

市民講座

浦和法律事務所 第17回市民講座

相続と遺留分

～遺留分が侵害されたら～

遺言書で、ある特定の相続人に全財産を相続させるとされていた場合、他の相続人はこれに従わなければならないのでしょうか。

「遺留分」とは、「法定相続人」とは、「遺留分が侵害された時にはどうすればよいのか」、「計算方法」などを具体的な事例を交えて分かりやすく解説いたします。

§日時§ 2018年10月13日(土)

午後2時00分～3時00分

(受付開始：午後1時45分)

§会場§ 浦和法律事務所 会議室

§参加費§ 無料(資料のみのご希望はご遠慮願います)

§講師§ 弁護士 堀 哲郎

(埼玉弁護士会所属)

定員 18名

ご参加は
お申込み優先
(TEL または FAX)
です

講座終了後、受講者を対象に 無料法律相談会 を開催します

相談会は、本講座の受講者の方の案件のみが対象で、完全予約制となります。
相談をご希望の方は、必ず前日までに、お電話(048-833-4621)にて詳細をご確認のうえ
ご予約をお願いします。

お申込み 浦和法律事務所 TEL 048-833-4621 / FAX 048-833-6716
お問合せ

【受付時間 TEL：午前9時～午後6時 / FAX：24時間】

さいたま市浦和区高砂2丁目3-19 新高砂ビル3階

<http://www.urawa-law.jp/>

| | | | |
|-------------------|------|------|-----|
| 第17回市民講座 参加申込書 | フリガナ | ご連絡先 | |
| | お名前 | TEL | |
| | | FAX | |
| 申込人数 | 計 | 名 | メール |

※FAXにてお申し込みの場合、折り返し、確認のご連絡をさせていただきます。

★ご提供頂いた個人情報は、当事務所の個人情報保護方針に基づき、本講座の開催についてのみ利用し、それ以外の目的には利用いたしません。